

議案第2号

基山町条例を廃止する条例の一部改正について

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例

基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第48条の次に次の1条を加える。

第49条 基山町人づくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

基山町人づくり振興基金について、事業に充当したことで、その活用が終了し、今後、積立て等も行わないため、基山町人づくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する必要がある。

平成29年3月16日原案可決